

平成 22 年度第 2 回北海道入札監視委員会 開催結果

(委員会次第)

- 1 開会
- 2 報告事項
(1) 平成 22 年度入札契約執行状況 (平成 22 年 6 月末)
(2) 談合情報への対応状況
- 3 審議
平成 22 年度北海道入札監視委員会現地調査結果
- 4 閉会

平成22年度 第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	白石 悟
委員	赤 淵 由紀彦
委員	柴 口 幹 男
委員	肥 前 洋 一
委員	山 本 千雅子
委員	吉 岡 征 雄

五十音順、敬称略

関係各部署出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	市 川 隆 司
"	主 幹	長 内 司
"	主 査	渡 部 範 彦
水産林務部総務課	主 幹	石 本 雄 一
"	主 査	千 葉 和 夫
建設部建設管理局建設情報課	課 長	橋 田 欣 一
"	建設業支援担当課長	石 原 敏 夫
"	主 幹	寺 崎 峰 雄
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	平 館 孝 浩
"	主 査	盛 永 昌 代
"	主 査	高 谷 光 行
建設部建築局計画管理課	主 幹	喜 多 睦 夫
"	主 査	中 村 廣 行
出納局総務課	主 幹	米 田 祥 三
"	主 査	千 嶋 磨

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局行政改革課	課 長	朝 倉 浩 司
"	主 幹	大 谷 正 毅
"	主 査	斉 藤 英 毅

平成22年度第2回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

予定の時刻より若干早いのですが、お揃いですので、ただいまから、平成22年度第2回北海道入札監視委員会を開催いたします。

本日は、肥前委員がご都合により遅れて出席されますけれども、現時点で委員会設置要綱に定める開催要件を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、白石委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2 報告事項

(1) 平成22年度入札契約執行状況(平成22年6月末)

(委員長)

おはようございます。それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告事項の1番目、「入札契約執行状況」について、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料1の「平成22年度入札契約執行状況(平成22年6月末)」に基づき、本年度第1四半期の入札契約の執行状況について、報告させていただきます。

1ページ目、1点目の項目「発注3部の工事における一般競争の実施状況」です。

平成21年度年間82.8%の実施率が、第1四半期末現在86.6%となり、3.8ポイント上昇しております。

次に2点目の項目「発注部門別落札率」です。

工事部門については、発注3部分について、平成21年度年間分と同様の落札率で推移しています。その他部門を加えた全体計でも、ほぼ同様となっております。

次のページの委託部門については、発注3部及び全体計ともに0.6ポイント上昇しております。

次に3点目の項目「入札方式別落札率」の状況です。

指名競争のほうが一般競争に比べ高い状況となっておりますが、平成21年度年間に比べ、その差が縮まっています。また、総合評価の落札率が第1四半期末現在では、下降傾向にあります。

3ページ目は、発注3部における部門別入札・契約実績です。

4ページ、5ページは、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

4ページ目の工事の発注機関別入札・契約実績ですが、前回の委員会でご指摘を受けました指名競争のうち災害により対応した件数について、新たに欄を設けて計上させていただきます。

平成22年度は、第1四半期末現在、随意契約も含め「工事：933件」、「委託：1,852件」を発注したところです。

以上です。

(委員長)

ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

4ページ目の発注機関別入札・契約実績ですが、今回は総合振興局(振興局)のうち、建設管

理部と森林室以外の部門を一番上にまとめて計上しているのですね。農林水産関係課分について。

その説明を伺うと解るのですが、この資料をそのままインターネット上に公開されまして、これを見て、例えば研究者の方が統計を取ったりすることがある訳で、あと、アカウントビリティという意味で、何か説明を書いていたかしないと、一番上が3課の合計だということが解らないと思うので、その説明を注釈みたいにして入れて、公開していただけたらと思います。

それと、私の要望を聞いて、災害の場合の指名競争入札というのが入っている訳なのですが、これは、対応していただきましてありがとうございました。それで、まだ可能であれば、これを抜いた落札率もどこかに数字があると、どういう風に正しく推移したかというトラッキングを誰かがしようとした時にしやすくなるというか、北海道がどういう努力をしてどういう結果が得られたのかというのが数字として第三者が追いかけるような状況ができると思います。大変、お手数ですがもし可能であればよろしくお願いします。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員長)

今、ご意見のあったことについては検討をいただいて、公開する際には、そのようなコメントをしていただくということでよろしくお願いします。

(委員長)

私の方から、コメントを入れるとすれば、平成21年度は時期によって最低制限価格の取扱い等が変わっておりますので、平成22年度と平成21年度の数字を単純に同じ条件では比べられないということも、きちんと明記していただいた方がよろしいかなと思います。

(平成21年度中に最低制限価格の算定方法が)2回変更がかかっていますよね。それも、併せて入れておいていただけると。単純に同じ条件ではないということを明記していただければと思います。

(委員長)

この件につきましては、今の2点のコメントを付加した形で公開していただくようよろしくお願いします。

(2) 談合情報への対応状況

(委員長)

それでは報告事項の2番目にまいりまして、「談合情報への対応状況」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、「談合情報対応状況」に基づき、本年度に対応手続きを行った案件について、報告をさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして、表に記載とおり、3 発注機関計7件の発注案件に対し、情報があつたものです。

今回の報告案件の全てが情報と落札対象者が相違する結果となっております。

1 番目のオホーツク総合振興局調整課の案件です。こちらは工事ですけれども、入札前に情報があり、調査を行った結果、談合の事実が確認できなかったが、当初の入札を中止し、管路延長に係る実績要件を緩和した上で、新たに一般競争を実施しております。

再募集の結果、当初応募者全て(3者)が未応募、新たに9者が応募したことから、入札参加者は3者から9者の6者増となっております。

情報のあった落札予定者は入札に不参加であったことから、入札を執行し落札対象者を落札者とし、契約を締結したものです。

次に 2 番から 4 番の空知総合振興局調整課の委託業務 3 件の案件ですが、本件の業務内容は、換地を伴う調査設計業務であり、この 3 件の当初の指名業者は、同業務の道の履行実績のある企業が 9 者しかなく、3 件とも同じこの 9 者を指名しております。

情報は、3 件の業務について、3 者を落札予定者として指定したものであり、個々の業務ごとに落札者を指定したものではありません。

調査を行った結果、談合の事実は確認できなかったが、当初指名者の 9 者に各業務ごとに 7 者を追加指名し、入札を執行した結果、情報のあった落札予定者と違う者が落札候補者となったことから、その者を落札者とし、契約を締結しております。

次に、次のページの 5 番及び 6 番の空知総合振興局調整課の委託業務 2 件の案件ですが、本件の業務内容は、調査設計と環境影響調査であり、前の 3 件と同様に新聞社あてメールにより情報が提供されたものです。

調査の結果、談合の事実が確認できなかったが、各々当初指名の 10 者に 7 者を追加指名し入札を執行した結果、情報のあった落札予定者と違う者が落札候補者となったことから、その者を落札者とし、契約を締結しております。

最後に、7 番の函館建設管理部の道路安全対策機材の物品購入の案件ですが、本件にあつては、情報提供者が直接、発注機関に行き面談により情報を提供したものです。

情報提供時に参考見積を持参していることから、談合情報の提供というよりは、営業の色が強いものと考えられます。

調査の結果、談合の事実が確認できなかったが、当初見積者の 4 者に 4 者を追加し見積合せを実施した結果、情報のあった決定予定者と違う者が決定候補者となったことから、その者と契約を締結しております。

次のページは、ただ今報告いたしました 7 件の情報手段と情報の内容です。

次に、「平成 21 年度談合情報(参考)」の 3 件の案件ですが、こちらは平成 21 年度中に、再募集に係る日程が確保できないことから、当該年度中の発注を見送り談合情報に係る事務処理を終えていた建築局の案件です。

平成 22 年度に入り新たに発注を行った際に、新たな談合情報はありますが、当初の情報に基づき所定の手続きを行っておりますので、報告させていただきます。

各々の対応の概要の上段が、平成 21 年度第 4 回の委員会において報告した内容です。下段が今年度に対応した内容となっております。

(1)は、要件緩和の上募集したところ、当初の 8 者から 9 者変わっております。なお、平成 22 年度の発注段階では、(経常建設)共同企業体の結成がされておられません。そういった中で、当初の談合情報が(経常建設)共同企業体を名指しして談合情報が入っておりますが、今回の対応にあたっては、共同企業体の構成員(単体)に細分化した上で、情報と一致するのかどうかという検討を行っております。

入札の結果、情報のあった J V 構成員が落札対象となったことから、再度事情聴取を行ったが、談合の事実が確認できなかったため、落札対象者を落札者とし契約を締結したものです。

(2)も同様に要件緩和の上募集したところ、当初応募者の単体 6 者と新たな応募者の単体 4 者の計 10 者により入札を執行。入札の結果、情報のあった者と違う者が落札対象となったことから、落札対象者を落札者とし契約を締結したものです。

(3)も同じく要件緩和の上募集したところ、当初応募者の単体 3 者と新たな応募者の単体 5 者の計 8 者により入札を執行。入札の結果、情報のあった J V 構成員が落札対象となったことから、再度事情聴取を行ったが、談合の事実が確認できなかったため、落札対象者を落札者とし契約を締結したものです。

談合情報対応関係については、以上です。

(委員長)

ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

過去もそうなのですが、談合情報で指名競争入札と一般競争入札で、指名競争入札の方が談合情報を寄せられるのが多いという傾向はありますでしょうか。

(事務局)

工事について申し上げますと、指名競争入札での発注件数は減ってきておりますので、そういった点も総合的に判断いたしますと、指名だから多いとか、一般競争だから多いということは、はっきり申し上げ難いといいたいでしょうか、分析がし難いところがあると思います。

ただ、最近の傾向として、一般競争が増えてきておりますので、一般競争でも談合情報が入ってくる傾向にはあります。

(委員)

わかりました。

(委員)

情報が入った後に、要件緩和とか追加指名とかいろいろ手続きを変えていますけれども、情報も匿名だったり、報道機関あてのメールだったりしていますが、中には信憑性のないものもあると思うのですけれども、そういう場合と、ある程度疑いがある場合とがあると思うのですけれども、全て要件緩和とか指名の追加とかをする必要はないと思うのですが、何かその辺の基準はあるのですか。

(事務局)

前回の委員会で説明をさせていただきましたけれども、北海道では「談合情報対応手続」というマニュアルを持っておりまして、その中で、例えば対象案件をきちんと特定でき、かつ、落札予定者を特定しているとか、一定の条件を満たしたものに対して、手続き（調査、要件緩和の上再募集等）を進めていくといったやり方を取っておりますので、その中では、ある程度信憑性のない情報が入ってきた場合には、きちんとした手続き（調査等）までは行かないのかと思っておりますけれども。

(委員)

きちんとした手続きに入ったものだけが委員会に報告されているのですか。

(事務局)

基本的にはそうです。

注：談合情報対応手続の規定上は、談合情報案件のうち、対象契約が特定できるもの全てについて、事務局（行政改革課）あて報告があり、それを入札監視委員会に報告している。

したがって、「対象契約の特定ができたが調査の必要がないと判断された案件」であっても、入札監視委員会へその旨報告を行うこととなる。

(委員)

きちんとしていないものも、結構、件数はあるのですか。

(事務局)

きちんとしていない案件というのは、対象契約の特定がうまくなされていないものから、その段階で事務を終えています。

(委員)

それは、そんなに多くはないということですね。

(事務局)

はい、そう思います。

(委員)

平成21年度に当初予定していた発注を見送った案件なのですが、当初はJVの参加があったのですが、これは、要件を緩和したことによってJVではなく単体で応募するようになったと考えてよろしいのですか。

(事務局)

今回、22年度に発注した時期が早かったため、その段階では共同企業体の結成がなされ

ていなかったということで聴いております。

(委員)

なるほど、経常JVですね。わかりました。

(委員)

翌年度に見送った工事は、大丈夫だったのですかね。ちょっと、遅れることになった訳ですけれども。

(事務局)

そうだと理解しています。

(委員)

大丈夫だから、翌年度に持ち越したという判断なのでしょうか。よほど、急がなければならぬものは、やるしかないのでしょうかけれども。

(事務局)

当初から3月の発注だった訳ですけれども、3月の発注は予算を前倒しして発注する訳ですけれども、実際の工事の実施は4月以降になりますので、工期も後ろに延びているとは思いますが、着手する時期も含めて何ヶ月かの違いかなと思います。

3 議事

平成22年度北海道入札監視員会現地調査結果

(委員長)

それでは、引き続きまして議事のほうに入って行きます。7月に行いました現地調査の結果について議論いたしますけれども、今回の調査に当たりましては、現地で対応いただきました関係機関の皆様、この場を借りてお礼申し上げます。

また、各委員におかれましても、ご多忙のところ、現地調査にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、「平成22年度北海道入札監視委員会現地調査結果」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「平成22年度北海道入札監視委員会現地調査結果」に基づき、説明をさせていただきます。

本年度の現地調査にあたっては、5点のテーマを設定し、このテーマに沿って調査結果を作成しております。

また、各調査機関に対してはあらかじめテーマをお知らせし、問題意識を持たせるとともに、要因の分析、対応の方向性などについて意見交換を行い、委員会として地域の実情把握、問題解決に向けた助言を行うことを目的とし、本年度調査を行ったところです。

本年度の現地調査日程及び調査機関については、表紙に記載のとおりです。

次に1ページ目に入りまして、1点目のテーマですが、「1者入札の要因分析と競争環境の確保に向けた対策」についてです。

平成21年度発注3部【工事】の制限付一般競争入札における1者入札は、76件発生したところであるが、1者入札となった要因について分析を行い、他者の参入を困難にしている障壁があればそれを取り除くなど適正な競争環境を確保することを目的とし、本年度のテーマとしました。

調査の結果、全6件中、番工事を除き入札参加者の優位性は特に認められなかった。

番の工事については、既存の下水道浄化センター水処理電気設備の増設工事であるが、既存設備のプログラム開発者の1者のみが入札参加した事案であり、コスト及びリスク負担の部分で他者の参入が困難になっていると想定されました。

次に2点目のテーマですが、「一般競争入札の要件設定における応札可能者20者の考え

方とその確認について」です。

一般競争入札における応札可能者数については、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」及び「制限付一般競争入札実施要領の運用」により、20 者以上を確保する要件設定について規定されています。

このことから、格付保有者が比較的少数であると想定される資格及び地域について、要件設定、応札可能者数の確認を行い、「取組方針」及び「実施要領運用」の適切な運用による公正な競争の促進を図ることを目的とし、本年度のテーマとしました。

調査の結果、 工事にあっては、応札可能者数が 20 者に満たない事案であることが判明したが、「実施要領運用」要領 4 関係の 1 のなお書きを適用し、やむを得ないものと判断した。 工事は、20 者以上の応札可能者数を確保していることの説明を受け、了解した。

次に 3 点目のテーマ「指名選定基準の適用方法について」です。

指名競争入札における入札参加者の指名についての基準は、「北海道財務規則」に基づき、「指名競争入札参加者指名基準」及び「指名競争入札参加者指名基準運用方針」により定められています。

このことから、指名競争入札における指名選考過程が「指名基準」等に基づき適正に行われ、公正な競争を促進し透明性を確保することを目的とし、本年度のテーマとしました。

調査の結果、 及び 工事にあっては、「指名基準運用方針」に定められた『絞り込み』の手法によっていないことが確認されています。それ以外の 4 件につきましては、『絞り込み』により選定がされておりました。

次に 4 点目のテーマ「塗装工における競争環境の検証及び品質の確保について」ですが、こちらにつきましては、別冊の資料を追加資料ということで用意させていただいております。このテーマにつきましては、平成 21 年度塗装工事の状況ですが、区画線及び橋梁塗装において落札率が下がり、競争が激しくなっている現状が確認されております。

このことから、品質を確保する観点で問題となっている事項、対策等について確認を行い、適正な工事品質を確保することを目的とし、本年度のテーマとしました。

別添資料の 1 ページ目ですが、上段の表は、塗装工を区画線、橋梁塗装及び防食塗装の 3 種類に分類し、調査を行った建設管理部ごとの発注件数、落札率、入札参加者数を記載しております。中段の表は、区画線に特化して表を作成しております。下段は、橋梁塗装だけを抜き出して表を作成しております。

中段の区画線の表の同額抽選件数ですが、留萌及び網走建設管理部に関しては、発注件数と同件数が同額抽選となっており、函館建設管理部は、9 件中 7 件が同額抽選となっております。その隣の欄の最低制限価格契約数ですが、同額抽選がどのような価格帯で行われたかということで、留萌及び網走建設管理部においては、発注案件の全てが最低制限価格による同額抽選。函館建設管理部においても、9 件中 7 件が最低制限価格による同額抽選が行われているといった状況となっております。

次のページから、各々の落札率等を工事ごとに記載しております。6 ページは、区画線の参加業者を調査建設管理部ごとに記載しております。3 建設管理部全てに参加している業者もあれば、地域的なものかも知れませんが、一部の建設管理部にしか参加していない業者もあります。

次のページから、各々の建設管理部における区画線の工事ごとの入札参加者と抽選、辞

退等の状況になっております。下段で凡例を示してしておりますけれども、**が**落札者、**が**(落札の対象とならなかった)入札参加者、**が**同額抽選者となっております。ですから、同額抽選者数は**と**を足した数となります。**は**最低制限価格を下回った者です。また、**は**、入札参加を辞退した者となっております。ご覧いただいておりますが、**印**が多くなっておりますので、それほど、同額抽選の対象者が多いということになります。

10 ページは、橋梁塗装における建設管理部ごとの入札参加者を表にしております。11 ページからは、こちら先ほどと同じように橋梁塗装の各建設管理部における個々の入札に関する状況です。先ほどの表と比べまして、**印**は全くありません。同額抽選は、橋梁塗装においては、全く発生していないという状況になっております。逆に**印**が増えてきております。区画線はどちらかといえば、入札が特定の金額に何者も集中する、特定の金額は最低制限価格であるという傾向であるのに対して、橋梁塗装については、入札金額が特定の金額に集中するという傾向は見られず、入札金額がバラついていて、なおかつ、最低制限価格を下回る者が相当数いるといった状況が見て取れるかと思えます。

こちらの資料については、詳細は説明いたしませんけれども、だいたいのイメージを持っていただければと思います。

次に 14 ページを見ていただきまして、説明の中で同額抽選についてふれましたが、これに関連して電子入札における抽選 = 電子くじの仕組みについて、こちらはホームページ等にアップされ、外向けにオープンにしている質疑応答集、こちらに電子くじについての記述が 3 点ほどありましたので、そちらを使って説明をさせていただきます。

まず、上の設問ですが、電子くじ番号として 3 桁の数字を入力することとされています。これは、電子における入札書を提出する段階で、入札参加者が任意の数字をあらかじめ入れた上で入札書を送ってもらうということになっています。

紙参加の場合においてもこちらの数字を入れることができるようになっています。任意の数字を入れなかった場合、初期値の「1 1 1」が選択されることとなります。

次の設問ですが、落札者の決定はどのように抽選するのでしょうかということですが、電子くじは、入札書提出時にあらかじめ電子くじ番号として 3 桁の任意の数値を入力していただき、落札となるべき同価の入札をした参加者が 2 名以上いる場合に、これまで入札会場で実施していたくじ引きを電子的に実施するものだということです。従前ですと、会場でくじを引いていただいておりますけれども、電子くじではその手間は無いということです。

次のページになりますけれども、実際の電子くじの仕組みについて説明させていただきます。電子くじの仕組みとして、落札候補となる同価の入札者が複数いた場合、当該入札者に対して入札書提出順に 0 から始まる順序番号を割り振ります。例えば、3 者の場合ですと、0、1、2 という番号が各々入札書提出順に割り振られるということになります。

次に当該入札者が入札書に入力したそれぞれの電子くじ番号を取り出し、次に以下の数式(当該入札者の電子くじ番号の総計 ÷ 該当入札者数)により余りを算出するという扱いをしております。そこで、余りと順序番号が一致した入札者が落札者となるということです。計算例は資料に記載のとおりです。

資料の下段ですが、電子くじの信頼性についてということで記載されています。まず、

同価の入札者数は事前に予測できないということですし、電子くじ番号は入札参加者自身が決定して入力するもので、他の入札参加者は推し量ることができないということがあります。なおかつ、入札書提出順も事前にわかるものではありませんので、そういったことを総合的に判断すると、公平性は担保されていると考えます。追加資料の説明は以上のとおりです。

再度、現地調査結果の方に戻らせていただきますが、ただ今説明いたしましたとおり、最低制限価格による抽選などが多発し競争が激化している状況を踏まえた中で、各建設管理部において品質等の問題が発生していないかということについて調査を行いました、品質等の面で特に問題は発生していないことを確認しております。

次に5点目のテーマ「災害における緊急性に特化した発注ロットについて」です。

予定価格1千万円以上の工事については、「取組方針」等により原則として一般競争入札によることとしておりますけれども、その中でも、災害など緊急を要する工事については、指名競争入札によることができることとされています。ただし、これはあくまでも例外的な取扱いでありますので、工事の発注にあたっては、緊急性、内容、工事規模等を精査した上で発注していただくことになるかと思えます。

このことから、取組方針などの適切な運用がなされ公正な競争の促進がされているかということを目的とし、本年度のテーマとしました。

この工事の対象として4件を対象としまして、工事の内容について聴き取りを行った結果、適正に執行されていると判断いたしました。

現地調査結果については、以上のとおりです。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がございましたが、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、1番目の「1者入札の要因分析と競争環境の確保に向けた対策」です。

6件の対象工事のうち、工事におきましては、応募した1者が過去の取水設備の施工者であることが確認され、施工に当たっての容易さは認められますが、他社参入を困難にするものとは認められませんでした。

工事におきましては、発注・施工時期が敬遠され1者の参加となったものと想定されます。道州制事業の工事指定・予算配当が政権交代などもあって遅れ、そのことに伴って発注自体も遅れたということを現地において確認しております。このことをもって、他社参入を阻害するものではありませんが、適期発注、適期施工により適正な競争環境を確保することにも配慮していただければと考えます。

工事におきましては、補正予算等により全体的に工事発注件数が増となったことにより技術者の確保が困難になったものと想定されること、施工場所が管内の外れに位置していること、総合評価方式による発注であったことなどの要因が複合して、1者になったと想定されるとの回答がありました。また、他社参入を阻害する要因は認められませんでした。

工事におきましても、補正予算等による工事発注の集中及び総合評価を想定される要因と判断しているとの回答がありました。なお、本工事においては、当初、もう1者の応募がありました、技術者配置の関係で申請取り下げとなっているということもあり、他社参入を阻害する要因は、認められておりません。

工事におきましては、農業土木工事の発注を主とした機関における建築工事の発注であることから、建築工事の専門業者に情報が伝わりにくかったことが要因であると想定さ

れ、他社参入を阻害する要因は認められないものであるが、このような事案にあっては、情報伝達の手法についても検討をお願いしたいと考えます。

工事にあっては、現地調査結果の中でもふれましたが、他社参入を困難にする要因が認められることから、国等でも同様の事案がありますけれども、こういった対応の状況などを見極めながら、発注方法等の検討を行っていただきたいと考えております。

次に2番目の「一般競争入札の要件設定における応札可能者20者の考え方とその確認について」です。

工事につきましては、12者が応札可能であるとの説明を現地において受けております。

また、国、市町村の実績保有者及び下位等級の実績保有者の共同企業体での参加等により、プラスとなる要素もあるとの回答を得ております。

本件におきましては、酪農地帯である釧路・根室管内を地域要件の拡大により加えると20者を超える応札可能者を確保することができますが、同時期に当該地域でも同様の工事の発注があることから、地域要件を広げる効果は薄いものと判断し、留萌・宗谷管内を地域要件として設定したとの回答を受け、やむを得ないものと判断しております。

工事につきましては、単体が16者、共同企業体が10者おり、うち重複する4者を減じた22者が応札可能者となることを回答により確認しております。

以上のことから、一般競争入札における応札可能者が20者以上となる要件設定を行うことは、道の取組方針における象徴的な取組みの一つであり、各発注機関においては、この趣旨の徹底が図られ、発注に当たっての検討がなされるなど適正に執行されていると判断しております。

次に3番目の「指名選定基準の適用方法について」です。

工事におきましては、過去の一定期間における函館土現の工事履行経験を有する者36者の中から、「受注意欲」により1者を選定。本工事は、当初、一般競争入札により公告・募集していたものを工事発注の緊急性を重要視し、一般競争を取り止め指名競争に切り替えたものであり、一般競争を中止する前に申請し資格を有していると認められた1者を「受注意欲」により指名したものです。次に個別理由の「資格登録許可(応急工事対応者名簿に登載された者)」により5者を選定し、最後に個別理由の「企業評価(技術者数)」から上位10者を選定したものです。

工事におきましては、過去の一定期間における網走土現の工事履行経験を有する者17者の中から、当該工事を所管する網走事業課管内の2者を「履行地域」により選定し、次に隣接する出張所管内の15者の中から「履行成績」により5者を選定したものです。

この選定の手法は、「指名基準」及び「指名基準運用方針」に定めた選定方法を逸脱するものであり、絞り込みの手法に比べ恣意性が反映されるおそれのある手法であると考えます。

また、当該手法は、全道の10建設管理部のうち9建設管理部において確認されたところであり、本年度現地調査を実施した留萌建設管理部においても、調査案件での当該手法によるものはなかったが、平成21年度発注の委託業務等において、同様の手法により選定された案件があることを確認しております。

このことから、建設管理部を所管する建設部におきましては、全道的な当該手法による選定を是正し、基本的に全て「絞り込み」により選定を行うよう指導を徹底していただきたいと考えております。

なお、本年度調査を行った残りの4件におきましては、絞り込みによる選定が行われていることを確認しております。

次に4番目の「塗装工事における競争環境の検証及び品質の確保について」です。

区画線及び橋梁塗装における競争の状況は事務局から説明したとおりですが、競争激化に伴う品質確保の問題点について、現地で聴き取りを行いました。特に問題の発生は確認されておりません。

また、「同額抽選」及び「入札辞退」が多発しておりますが、入札におけるくじ引きは、地方自治法施行令に規定された正当な手続きであり、入札の辞退についても入札参加者に

認められた権利であることから、今回は言及を避け今後の推移を注視してまいりたいと考えます。

次に防食塗装においては、工事の特殊性を考慮し指名競争を採用したものであり、入札において、予定価格と入札額の乖離が見られますが、施工単価の調査を経済調査会に外部委託した上で積算していることから、現状ではやむを得ないものと判断しております。

5番目に「災害における緊急性に特化した発注ロットの設定について」です。

及び 工事におきましては、波浪により漁港内にたまった砂を除去する浚渫工事ですが、船舶事故防止及び漁業者の生活を考慮したものであり、緊急性、発注ロットについて妥当であると判断しております。

工事につきましては、予定価格が1億円を超える工事ですが、当該地区における唯一の道路において、豪雨などを要因とした落石の緊急対策として仮設落石防護柵を設置し安全を確保したのですが、延長270mの区間に落石の可能性のある岩が多数存在すること、集落の孤立などを考慮すると緊急性、発注ロットとしては適切であるものと判断いたしました。

工事につきましては、道路の路肩決壊の要因となった地すべりの対策工であり、こちらについても、緊急性、発注ロットは妥当と判断いたしました。

以上のことから、災害における緊急性に特化した発注ロットの設定及び発注方式の決定にあたっては、工事内容等を精査・検討の上、適切に執行されているものと判断いたします。

最後になりますが、現地調査におきまして各委員から、本年度テーマ以外の事項についても個別に指摘、意見を申し上げます。各発注機関におきましては、その旨改善を図っていただきたいと思います。

以上が、「本年度の現地調査結果」です。

今、事務局の方からの説明と私の方から全体の補足説明をさせていただきましたが、委員の皆様から、何かご意見、ご感想、補足的な意見でも結構ですので、ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

今年のテーマから外れるのですが、一般競争入札の要件設定の時に、設計と施工で設計に係った業者の関連会社は、施工に入れない(入札に参加できない)というルールがあるということですが、設計に係った業者が出した資料というものを全て施工仕様書などと共に提示してあるのであれば、関連業者を排除する具体的な理由というのがよくわからなかったのですが、その件につきましてはいかがでしょうか。説明を受けたのですが、どうしても私には納得ができなかったのですけれども。建設部の方からその点ご説明いただけるでしょうか。

(建設部)

道では、制限付一般競争入札等において、本工事に係わる委託業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないことということを入札の参加者資格として定めているところであります。

また、一般的な土木工事の発注については、設計と施工を異なる者によって実施するという設計施工分離を原則としております。それはどうしても、公共工事の入札、契約につきましては、入札に参加しようとし又は契約の相手方になろうとする者の間に公正な競争が保たれるということが必要だということで、設計業務等の受託者はもちろんのこと、資本関係、人的関係を有する方々につきましては、他の入札参加者に比べまして、工事の設計内容に関し早期に、かつ、より多くの情報を保有あるいは保

有する可能性があるということで、公正な競争といった観点から、参加の制限について資格要件としているところです。

近年、国においては一部の工事を対象に設計施工一括発注方式であるとか、詳細設計付工事発注方式を導入する動きが見られますので、今後、私どもとしましては、国の動向を見ながら対応していきたいと考えております。以上です。

(委員)

質問のポイントは、何故、人的関係とか資本関係があることによって、どういう点で優位性があるのか認められるのかということ具体的に提示いただきたいというのがポイントです。そういう施工会社を排除するというのが逆の差別になるのではないかという風に、私は感じております。具体的にどういう優位性があるのかという説明が公平を期すためには必要なのではないのでしょうか。

(建設部)

入札参加者の中で公平を期すために資本の提携だとか受託者については、工事の設計内容に関して早期に、かつ、他と比べて多くの情報だとかというものを得られやすいという環境になっております。基本的に建設省の事務次官の方から、設計業務の受託者には原則として当該設計に係る工事の入札に参加させ請け負わせてはならないという通達が出されていますので、基本的にそれらの通達に基づいて、各公共団体についてはこのような取扱いを運用していると考えております。

(委員)

今、人的な関係と言いましたけれども、例えば設計業務におきまして、施工経験が設計の際に非常に必要な要件となる場合がありますね。施工のことが十分判らないと設計ができない、あるいは、頭の中で考えても現場での組み立てを考えないと設計できないという部分があって、そういう場合はどうなのですか。直接的な人的関係は、例えばA社にいてそこを辞めて設計会社に移るとか。それはどうなのですか。人的関係というのは資本提携関係とかなければ、全然問題がないのですか。

(建設部)

(両方の)企業の役職に就いて在籍していなければ。

(委員)

私が想像したのは、ある(特定の)施工会社でないと工事をしにくいような設計を人的つながりがあればする可能性があり、これを避けるためと考えたのですが、そこまでは考えていないのですか。

(建設部)

それが品質の確保に有利であれば、そういう様なものに対してその案を生かしながら設計から施工まで取り組んだ方が合理的ではないかという話で、最近国の方でそのあたりの取組みが少し進められている状況と聞いています。特に大規模なプロジェクトに対してそういう扱いが出てきているという風に聞いております。

(委員)

つなげた方が、より設計から実際の工事までうまくやれるのでつなげるというのは解るのですけれども、あえて分ける場合には、分ける理由がないといけないと思うのですけれども。

一つは早期に情報が得られること、ただ、それだけだと私は弱い気がしたので、例えば特定のこの業者しか、自分のつながりのある業者しか次の工事に関する入札に参加して来られないような設計をされては困るというのであれば、納得がいったのですけれども。

(建設部)

基本的には、設計をするにあたっては、当然その設計したものを受託する建設会社の方たちがいますから、その人たちが一般的に工事ができるということが前提になると思うのですね。

ですから、一定の業者の方しかできないという様な設計については、一般的には特殊な場合を除いては、そういう設計を始めからすることというのはないです。

(委員)

そういう設計をしたら、逆に。

(建設部)

逆に制限をかけることになりますので。

(委員)

その心配はない訳ですね。するとあとは、早期に情報を得られるのかということですか。

(建設部)

応札の段階の公平性ということですよ。

土木の工事の場合は、そういうかたちで一般的にやっていますけれども。一般の住宅だとかという場合については、違う部分はあるのかなという気はしておりますけれども。

(委員)

今のご回答の趣旨としては、国の指導がそうなっているから、その様にしているというのが主な答えですか。

(建設部)

国の指導もありますし、施工工事の応札の段階で平等性を確保しているということですよ。

(委員)

私のポイントは逆に、関連会社が排除されるのが不平等ではないのかというのがポイントだったのですね。

それで、国が駄目だと言っているのでもうどうしようもないのかも知れませんが、道民の税金をより効率良く、より少ないコストでより良い物を作ると考えたときに、ピンポイントと本当の平等性を確保するときに、北海道がそういう風に関連業者を外すいうところに正当な理由というものを見つけていかなければ、ないことをやってはいけない気がするのですけれども。

国の通達がなくなったら変わるということですか。デザインビルドが進んでいくとか、詳細設計付施工が進むとか。

(建設部)

そうですね。そういうものの取組みの中では、出てくることになっております。

詳細設計付施工というのでも取り組んでいますから、そのあたりも少しずつ増えてきています。

(委員)

増えてくるということは、たぶん今、それは合理的でないことをやっているということ

なのでしょうか。

(建設部)

それは、個別の設計の詳細についてあらかじめ決めておかないで、施工する段階で決めてもらった方がより合理的だという、そういう工種の場合について、適用しております。

(委員)

今の設計と施工ということではないのですけれども、例えば委託業務で基本設計と詳細設計があって、基本設計についてやった業者は、詳細設計はやれないというルールもあるのでしょうか。

(建設部)

それはないです。

(委員)

たいがい違う場合もあるので、それも優位性を理由に外しているのか、同じ業者がやるとダブルチェック機能がかからないので違う業者としているのもあるのでしょうか。

(委員)

国の指定が外れた時点で、是非とも北海道も北海道独自に何がより良い方向か検討いただければ幸いです。

(委員長)

その他の内容について、現地調査を行った観点からご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

同額抽選の話なのですけれども、その同額の入札価格というのは最低制限価格と一致しているという風に聞こえたのですが、そうですか。

(事務局)

結果として、最低制限価格で同額抽選となっている案件が多いということです。

(委員)

全部が全部という訳ではないのですか。

(事務局)

今回の3建設管理部の同額抽選となっている案件は、全て最低制限価格で抽選となっております。

(委員)

そういうことって、あるのですかね。

(事務局)

究極の部分ですよ。価格的にそれ以下はないわけですから。

競争がどんどん激しくなっていけば、落ち着くところはそこになっていくのかと思います。

(委員)

3つの建設管理部、留萌と函館と網走で、(区画線工事について)函館と網走については最低制限価格未満で応札してくるところが結構あるのですが、留萌は1件だけなのですか。これは、特殊な事情がありますか。

(事務局)

現地において聴き取りを行った結果も踏まえますと、区画線に関しては積算が容易であるということは現地でも回答はいただいておりますけれども。

(委員)

最低制限価格を計算するのはそんなに容易なのかということをおも現地で聞いたのですけれども、かなり容易なようです。

(事務局)

容易だというか、難しくはないといえますか。

(委員)

これは、しょうがないと思って業者もやっているのでしょうか。7回連続して外れている業者もいますけれども、不満は特にないのですかね。それとも、それ以上の価格競争をストップしてくれているので、最低制限価格があってくれることが、抽選にはなるけれども価格は下がらないのでありがたいといえますか、文句は言わないのでしょうか。

(事務局)

実際、受注したければ、その価格帯に行かなければ取れないという認識は持っていると思います。

(委員)

それでも取れない、取れるかどうかは抽選次第ということですか。

場合によっては全部外れて、全く仕事が受けられない場合もある訳ですよ。他で仕事を取ってきているのですかね。

(事務局)

同様の工事は国とかでもありますので。

(委員)

塗装工事の追加資料の方で、同額抽選でないものもありますよね。留萌、函館、網走の一覧表がありますけれども、入札回数が2回以上のもので、落札率が99.2%などは、最初、予定価格よりも高い値段をつけていたので成立しなかったため、もう何回か実施されたと思うのですが。

(事務局)

橋梁塗装ですか。

(委員)

はい。

(事務局)

橋梁塗装であれば、最低制限を全社が下回り、再度の入札でもっと価格を上げてもらったものです。

【落札率が99.2%の案件は、防食塗装の案件であり、1~2回目の入札は予定価格を上回り、3回目入札において、予定価格の範囲内となったもの。】

(委員)

不思議な競争ですね。

(委員)

渡島の関係で恐縮ですが、(現地調査において)落札者決定基準の地域貢献度に

ついて質問されているのですが、地域貢献度について評価項目として計上していたところ、3社中3社ともゼロだったという例があるのですけれども、地域貢献度は具体的にどんなことをやると地域貢献度として評価されるのかは、業者の方には何か提示されているのでしょうか。

(事務局)

渡島の総合評価の件ですか。落札者決定基準は公募時に公表しておりますので、こういうものに該当すれば評価してもらえるというのは、業者の方は解っております。

(委員)

それは、道内、全部統一されているのですか。

(事務局)

ある程度は統一されています。

(委員)

それでもゼロだったのですか。

それと、(指名選考における)受注意欲というのが選定基準になっているのですが、受注意欲が選定基準になるというのはどういう意味があるのですか。

(事務局)

指名基準については、平成12年度に見直しをかけておまして、その際にこの辺の選定基準が整理されたものです。平成12年は、前の年に公正取引委員会の立ち入り調査を受けており、北海道として入札制度改革・改善を進めて行く中で、多様な入札の導入・拡大という視点と既存の指名競争における恣意性の排除、透明性の確保という観点の中で当該項目が整理されたものと判断しております。

現在、工事の関係ですと一般競争入札が主流となっておりますので、入札に参加したければ一般競争に入札参加申請すれば良い訳ですけれども、当時は手上げ方式の入札もあまり件数がありませんでしたので、指名競争を含め全体的に見直しをかけていった中でこういった項目が出てきたものと判断しております。

(委員)

それは解りました。選定基準の中でもう一つ機会均等というのが基準の中に入っていますね。これも時代の流れがあるので、必要だった時代もあるのでしょうかけれども、今の時代、あまり機会均等というのを基準に入れていくと、官側の恣意が働く余地が出てきたりするのです、基準として果たして良いのかなというのが単に個人的な疑問です。

基準自体を見直す必要が有るのかどうかは判りませんが、基準のあり方それと基準の運用のあり方にちょっと疑問があると思います。具体的なケースではないのですが。

(委員長)

今、委員の方からも指名選考基準の選定基準のことについて、質問がありましたけれども、先程、指名選考についての指摘をさせていただきましたが、建設管理部を所管する建設部として、その点に関して意見はありますでしょうか。

(建設部)

指名選定基準の適用方法についてですが、指名選考におきましては恣意性の確実な排除が欠かせないという風に思っているところではありますが、指名にあたりましては、指名基準の運用方針に定めてあるとおりですが、あらかじめ適用する選定基準及びその順位を定めまして、あらかじめ

め定めた基準により選定する場合においては、恣意性が働く余地がないと考えておりますけれども、ご指摘されたように選考過程において一度選考から外れた者を別の基準を用いて再度選考した場合につきましては、恣意性が働く可能性を否定できないと考えております。

今後とも、入札に係わる指名選考に関しましては、恣意性が確実に排除されるよう関係通達等の適切な運用について指導してまいりたいと考えております。

また、今、ご指摘のありました機会均等々の指名の内容等についても、いろいろ検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

今の指名選考の手続き、手順についての説明に対しまして、再度、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

この受注意欲というのは、指名競争入札でいくつか工事を抱えているので、今回は遠慮させていただきますという場合、その入札から省くという意味合いもあるのですか。

(事務局)

受注意欲に関しては逆ですね。通常、年度当初に工事情報が出ますので、その出した情報に対してこの工事を請けたいという希望を書面で取る訳なのですが、その希望が出てきた業者を受注意欲で拾い上げるというシステムになっていますので、逆にカットするという考えはないです。

(委員)

最初に希望を出すというのは、こういう種類の工事についてとかですか。

(事務局)

工事情報は、1件(発注単位)ごと発注時期等について一覧表で出しますので、その中で、この工事については希望の申し出を受けますという指定をした工事に対して、申し出が上がってくれば採用する場合もあるということになります。

工事は一般競争を多くやっていますので、あまり該当はないですけれども、委託業務においては指名競争が主流ですから、申し出といった部分も使いながら選考しているものと考えております。

(委員)

それでは、業者としてはとりあえず意欲がありますと言っておいた方が良いと思うのですけれども。そうでもないのですか。

(事務局)

発注機関によっては、何件までという申し出件数の制限を設けているところもあると思います。

(委員長)

その他にコメント、ご意見、質問等ございますでしょうか。

(委員)

これは、始まる前にも申し上げたのですが、監視委員会としては、現地調査というのはかなり意味があるなと思います。現地に行って話を聞いて、思いつきであっても指摘をすべきところ指摘をするというのが、この委員会として必要な役割だなというのが感想です。

(委員長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、他にご意見、ご質問がなければ、現地調査の総括につきましては以上のように

なことで取りまとめ、終了させていただきたいと思います。

以上で、本日の委員会は終了させていただきますが、事務局の方から、何かございませんでしょうか。

(事務局)

次回委員会の関係ですけれども、12月下旬に実施する方向で別途、日程調整をさせていただきますたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

それでは、これで委員会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。